

第25期第30回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和8年1月14日(水)午後4時から午後4時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、酒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、莊埜晃一、田中聖晃、橋本良子、宮部光夫 計13名
- 4 欠席委員 保戸塚武彦、渡邊仁 計2名
- 5 議 案
- (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1～2号)
 - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～7号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第8号)
 - (4) 生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について (第9号)
- 6 報 告
- (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (2) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて
 - (3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他 令和8年度練馬区農業委員会総会日程について

尾崎賀一会長 皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。第25期第30回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

事務局 ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は保戸塚武彦委員、渡邊仁委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、相原和彦委員と加藤直正委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。
令和7年12月1日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、莊埜晃一委員お願いします。

莊埜晃一委員 12月24日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの所有者は、年齢的に耕作が難しいため貸借を決めたとのこ

とでした。借主が土壤の状態を確認するため、畑にはすでにライムギが作付けされておりました。今後は、エダマメ、トウモロコシ、サツマイモなどを作付け、近隣住民に周知し、収穫体験を行う計画となっております。その他、店舗や組合員向けの配達でも提供を行うとのことでした。また、畑の作業は職員や組合員が行うとのことでした。境界は全て確認でき、その他の細かい話し合いもしっかりと行われているようでしたので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和7年12月3日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加 藤 直 正 委 員	<p>12月24日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は収穫が終了した状態で、調査当日は何もない状態でしたが、前作に練馬大根、サツマイモ、エダマメなどを作付けしていたとのことでした。練馬大根は近隣の小学校の収穫体験に使用し、サツマイモは近隣の保育園の収穫体験などに使用しておりました。次作は春にレタス、ネギ、サツマイモなどを作付けする予定でした。なお、前作の収穫体験では、畑の東側と北側の道幅が狭く、近隣から収穫体験時の交通に支障があると苦情があつたため、次作の収穫物はJA直売所や区内のスーパーに出荷予定とのことでした。収穫体験のために借りた畑のため、当初計画した販路を変更することになりますが、この点は貸主とも合意されておりました。境界は全て確認できました。その他、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
尾 崎 賀 一 会 長	<p>質問などございましたら、お願いします。 (発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
事 業 局	<p>つぎに28ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年12月16日付で標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p>

	事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、櫻井祐次委員お願ひします。
櫻井祐次委員	<p>12月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>(1) (2) の畑は、ウド、ネギ、キャベツなどが作付けされておりました。(3) ~ (6) の畑はハウス内にハクサイ、ダイコンなどが作付けされており、(7) (8) の畑はウドが作付けされておりました。(9) ~ (12) の畑では、キャベツが作付けされているほか、カキも40本植わっておりました。(13) (16) の畑はブロッコリー、キャベツ、ジャガイモを作付け予定で、(14) (15) (17) の畑はキャベツを作付け予定とのことでした。(18) ~ (20) の畑はキャベツ、サトイモ、タマネギなどが作付けされておりました。</p> <p>販売はJA直売所、学校給食が主で、ジャガイモは掘り取りも行っているとのことでした。境界については、道路沿いは問題なく、隣地との間もブロック塀で確認ができました。ただし、(7) (8) の一部で落ち葉や泥で境界が確認できない部分があつたため、次回までに明示するよう依頼しました。その他は特に問題ないと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願ひします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
	つぎに30ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年12月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>12月18日に、保戸塚武彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。</p> <p>(1) の畑はカキ、ミカン、ユズ等が植わっており、(2)(3) の畑はキウイ、(4) の畑はブルーベリーが植わっていました。販売先については、JA直売所、収穫体験とのことでした。境界については全て確認できました。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
事務局	<p>つぎに32ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行</p>

		<p>ている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年12月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長		<p>本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局		<p>12月18日に、保戸塚武彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらの畑にはダイコン、アスパラ、ネギなどが作付けされておりました。現地は北側と西側を住宅に囲まれており、南側は消防団の本部としてプレハブがありましたが、境界は全て確認ができました。販売先は庭先直売とのことでした。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくお願ひします。</p>
尾崎賀一会長		<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
事務局		<p>つぎに34ページです。議案第6号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、篠田政巳委員は退席をお願いします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行</p>

	<p>ている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年12月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>12月18日に、保戸塚武彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらは中央にハウスが2棟あり、1棟はミカンが植わっており、もう1棟はホウレンソウ、コマツナが作付けされておりました。ハウスの西側と東側は露地栽培で、西側にブロッコリーが作付けてあり、東側にミカンが植わっていました。販売先はJA直売所、庭先直売、スーパーとのことでした。境界は全て確認ができました。</p> <p>また、補足として持分についてご説明いたします。この土地は元々、申請者、父親および母親の三名がそれぞれ3分の1ずつ所有していました。その後、申請者が父親の持分である3分の1を相続したため、現在の所有関係は、申請者が3分の2、母親が3分の1となっております。なお、今回の相続税の納税猶予の対象となるのは、父親から相続した3分の1の持分のみです。したがって、申請者の現在の所有持分は3分の2であるものの、納税猶予の証明対象は3分の1となります。委員からは問題ないと聞いております。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p>

	<p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
	<p>つぎに36ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年12月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>それでは、相原和彦委員お願いします。</p>
相原和彦委員	<p>12月23日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらの畑には、ダイコン、カブ、コマツナなどが作付けされており、約半分のスペースにレモンが13本ほど植わっていました。販路は自宅にあるロッカーでの庭先直売のことでした。境界については全て確認できました。よく除草もされており、綺麗な畑でした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>

	つぎに38ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年12月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在などについて説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	それでは、酒井利博委員お願いします。
酒井利博委員	<p>12月24日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>(1) の畑は息子の経営する法人が借りており、3連のハウス2棟でイチゴ約18,400株を作付けしておりました。販売は庭先直売、JA直売所、市場、海外輸出のほか、ジャム等の加工や、キッチンカーでの移動販売も行っておりました。</p> <p>(2) の畑は、申請者が耕作しており、コマツナ、ホウレンソウ、ナバナ等が作付けされており、春にはジャガイモを作付けする予定で、収穫体験を行うとのことでした。</p> <p>(3) の畑は、現状は作付けされておりませんでしたが、サツマイモを作付け、収穫体験を行う予定とのことでした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について」です。生産緑地地区指定申請のあった土地が生産緑地法第2条第1号に規定する農地などに該当するかについて、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき練馬区長から協議があった。調査の結果、耕作の目的に供される土地として農地に該当すると認められるため、下記のとおり認定する。

申請地区は7か所です。農地等の所在については記載のとおりです。今回は全て追加指定申請となっているため、事実確認調査は農業委員会事務局で行っており、いずれも肥培管理に問題はありませんでした。位置図については、地区計画図を机上配布しておりますので、お目通しください。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに42ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。</p> <p>練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。</p> <p>【物件地番・地積、所有者等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしくお願いします。</p> <p>つぎに44ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。</p> <p>練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため下記のとおり報告する。</p> <p>【物件地番・地積、所有者等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしくお願いします。</p> <p>つぎに46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。</p> <p>令和7年12月に届出のあった農地の転用について報告するものです。</p> <p>【届出件数、面積等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしくお願いします。</p> <p>1枚目の次第をお願いします。</p> <p>次第3 その他です。事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>令和8年度練馬区農業委員会総会開催日程についてです。</p> <p>総会資料50ページをご覧ください。例年どおり、毎月10日前後に開催する予定です。また、区議会の日程と重なる部分は調整を行っております。事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>委員の皆さまからは何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、以上で第30回練馬区農業委員会総会を終了します。</p>

会長

署名人

署名人